

カスガマイシンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>カスガマイシンは、抗生物質であり、影響を受けた自然界の菌類等が変異して、耐性を有する危険があるので、出来る限り使用を控えるべきである。また、国際的に、残留基準の設定が十分でなく、日本が先行する論拠も不明である。</p> <p>[理由]</p> <p>1、カスガマイシンの毒性評価として、急性参照用量（ARfD）は設定されていない。</p> <p>2、JMPRにおける毒性評価が明らかでなく、国際基準も設定されていない。</p> <p>3、アメリカではおうとう、仁果類等、カナダではおうとう、ベリー類等、ニュージーランドでは、キウイーに基準値が設定されているに過ぎない。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正 令和元年10月30日付け生食発1030第1号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、国内及び海外の作物残留試験結果に基づき残留基準の設定を行ったものであり、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議し、幼小児、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p> <p>食品健康影響評価において、ヒト由来腸内細菌に対する影響検討試験の結果から、カスガマイシンのヒト腸内細菌に対する影響は非常に小さいと評価されています。なお、本剤は抗生物質であることから、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用されます。</p> <p>また、同じく食品健康影響評価において、カスガマイシンの単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断されています。</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方ですが、各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その</p>

<p>【意見2】 下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることは反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） 2ppm [理由] 1、レタス残留試験 2 事例で、散布 7 日後の最大残留値<0.04ppm である。 2、サラダ菜の残留試験 4 事例で、散布 7 日後の最大残留値 0.78ppm である。 3、リーフレタスの残留試験 4 事例で、散布 7 日後の最大残留値 0.71ppm である。 4、上記試験事例には、現行基準 0.2ppm より高いものもあるが、2ppm に緩和する必要はない。</p> <p>(2) セロリ 3ppm [理由] セルリーの残留試験 3 事例で、散布 7 日後の最大残留値 1.10ppm である。</p> <p>(3) その他のなす科野菜 2ppm [理由] 1、甘長とうがらしの残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.48ppm である。 2、ししとうの残留試験 4 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.84ppm である。 3、上記試験事例には、現行基準 0.2ppm より高いものもあるが、2ppm に緩和する必要はない。</p> <p>(4) メロン類果実（果皮を含む。） 2ppm [理由]</p>	<p>国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。いずれにしても、本邦の農薬の残留基準は、前述のとおり、国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p> <p>なお、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の詳細は以下を御覧ください。 http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20200611080</p> <p>【回答2】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</p> <p>レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、セロリ、その他のなす科野菜、メロン類果実（果皮を含む。）及び茶の残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p>
---	--

	<p>1、果肉の残留試験 5 事例で、散布 3 日後の最大残留値<0.04-0.48ppm である。</p> <p>2、果実の残留試験 3 事例で、散布 3 日後の最大残留値 0.38-0.82ppm である。</p> <p>3、上記試験事例には、現行基準 0.2ppm より高いものもあるが、2ppm に緩和する必要はない。</p> <p>(5)ラズベリー 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、カナダでの残留試験 5 事例で、散布 1 日後の最大残留値 1.57ppm である。</p> <p>2、カナダの残留基準 3ppm がそのまま踏襲されている。</p> <p>(6)ブラックベリー 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、ブラックベリーの残留データは明らかでなく、カナダのラズベリーが参照されている</p> <p>2、カナダのラズベリーの残留基準 3ppm がそのまま踏襲されている。</p> <p>(7)その他のベリー類果実 3ppm</p> <p>[理由]カナダのハイブッシュブルーベリーの残留試験 4 事例で、散布 1 日後の最大残留値 1.23ppm である。</p> <p>(8)茶 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 6 事例で、散布 14 日後の荒茶の最大残留値<0.04-1.27ppm、浸出液で<0.04-0.84ppm である。</p> <p>2、試験事例には、現行基準 0.2ppm より高いものもあるが、3ppm に緩和する必要はない</p>	<p>ラズベリー、ブラックベリー及びその他のベリー類果実の残留基準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知(最終改正令和元年10月30日付け生食発1030第1号))に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも輸入される可能性のある食品については、海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>多種多量の残留農薬を摂取させられている現状で、ブロッコリー、レタス、セロリ、トマト、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、茶などで基準が緩められるのは、受け入れられない。</p>	<p>【回答3】</p> <p>残留基準の設定の考え方並びにレタス、セロリ、ラズベリー、ブラックベリー及び茶の残留基準の設定については、【回答2】を御参照ください。</p> <p>ブロッコリー、トマト及びうめの残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p>

		<p>おうとうの残留基準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正 令和元年10月30日付け生食発1030第1号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも輸入される可能性のある食品については、海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。</p>
--	--	---

クロルピクリンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>農薬危害防止運動が実施されているが、その中でも、周辺住民の健康被害の多いのがクロルピクリンである。住宅地周辺での使用を減らすよう規制強化すべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、反農薬東京グループのHPにある下記資料を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロルピクリン関連記事 http://home.e06.itscom.net/chemiweb/ladybugs/in dpes9c.htm ・クロルピクリン資料: 毒ガス兵器そのものが農薬として使用されている。被害は周辺住民に多い http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/ki_ji/chl0180214.doc <p>2、クロルピクリンの年間使用量は農薬の中でいちばん多い。</p> <p>2019年の国内生産量は4499.1トン、輸入量は1799.2トンである。</p> <p>3、2019/10/07～11/05に実施された厚労省による残留基準に関するパブコメ意見 http://home.catv.ne.jp/kk/chemiweb/ki_ji2/zrpc191105c.txt</p> <p>において、下記について投稿をしたが、意見はその後、反映されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経気暴露・吸入毒性について ・食安委のパブコメで提案された農薬評価書について ・残留基準、一律基準について ・大気汚染や水汚染について ・厚労省は、クロルピクリンの使用をやめるよう、農水省、環境省への働きかけについて <p>【補足意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食安委のパブコメで提案された農薬評価書について ・残留基準、一律基準について <p>【補足意見 1】</p> <p>上述の食安委のパブコメで提案された農薬評価書に</p>	<p>【回答 1】</p> <p>今回の残留基準設定は、食品中のクロルピクリンの残留について、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議し、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、残留基準を設定するものです。</p> <p>環境からの暴露については、農林水産省又は環境省が所管する法令等に基づき、適正に農薬の使用がなされ、安全性が確保されているものと承知しています。その上で、食品中の農薬等の残留基準設定においては、水や大気など農作物以外から農薬が体内に取り込まれる可能性を考慮し、摂取量が一日摂取許容量（ADI）の80%を超えない範囲で残留基準を設定しています。</p> <p>クロルピクリンの使用に係る農地等の土壌への残留については、農林水産省による農薬取締法に基づく農薬登録手続において、判断されているものと承知しています。</p> <p>また、クロルピクリンを使用して栽培した農作物における残留物については、植物代謝試験でクロルピクリン等は検出されず、クエン酸塩、グルコース等が同定されたと承知しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料を御確認ください。（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16130.html （農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000749406.pdf</p> <p>一律基準については、ポジティブリスト制度導入時に、薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部</p>

<p> おいても、残留試験は55作物67品目で193件（うち社内試験94件）で、クロルピクリンはいずれも検出限界以下、多くは<0.005 ppmであった。わたしたちは、『クロルピクリンの残留はないとされているが、同剤の組成の64.7%は塩素であり、処理土壌で栽培した作物に塩素成分が、どのような化合物として、どの程度残留しているかを示されたい。』との意見を述べたが、同委員会の回答は、『リスク管理機関から提出された作物残留試験成績では、塩素を含む化合物が含まれる土壌で栽培した作物へのクロルピクリン以外の化合物に関する残留について、記載されていませんでした。いただいた残留基準に係る御意見の内容については、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省に伝えます。』で、あった。厚労省は、どのような塩素系化合物の残留データを検討したか。また、どのように評価にしたかを、明らかにされたい。 </p> <p> [理由] EUのEFSAは、塩化物の摂取量を検討しており、『生後7-11ヶ月乳児に0.3mg/日』との記載がみられる。 </p> <p> <参考2> EFSA Journal (2019.09.03)、Dietary reference values for chloride https://www.efsa.europa.eu/en/efsa-journal/pub/5779 https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2019.5779 </p> <p> 【補足意見2】 </p> <p> 今回提案された70食品すべての残留基準について、0.01ppmとすることに反対である。残留基準を設定せず、一律基準を0.005ppmよりも低い値にすべきである。さらに、処理によって生成する塩化物の基準を決めるべきである。 </p> <p> [理由] </p> <p> 1、コメなど殆どの農作物の残留試験最大残留値<0.005ppmである。 </p> <p> 2、きゅうり、ふきのとうの残留試験はそれぞれ2事例で、最大残留値<0.01ppmであり、ふきの葉柄は<0.05ppmである。 </p>	<p> 会において「許容される摂取量」、「暴露量」、国際的な評価機関のデータ、我が国で既に評価されている農薬等のデータ及び我が国の国民の食品摂取量を踏まえて検討を行っています。 </p> <p> なお、一律基準の詳細については、下記のホームページ等を御覧ください。 </p> <p> http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/050603-1a-16.pdf </p> <p> 内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、「発がん性試験において、マウスの雌雄で肺の細気管支肺胞腺腫及び癌並びにハーダー腺腺腫、雌で前胃の扁平上皮乳頭腫及び癌の発生頻度増加が認められたが、腫瘍発生メカニズムは遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されており、これに基づく適切なリスク管理を行っていることから、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。食品健康影響評価の詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。 </p> <p> http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20201111140 </p> <p> また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。 </p>
---	---

	<p>3、クロルピクリンは、マウスの発がん性試験で、雌雄に肺の細気管支肺胞腺腫及び癌並びにハーダー腺腺腫、雌で前胃の扁平上皮乳頭腫及び癌の発生頻度増加が認められたが、腫瘍発生は非遺伝毒性メカニズムと考えられているが、このような農薬はその摂取を出来るだけ減らすべきである。そのためには、残留基準を低値に設定することが肝要である。</p> <p>【意見2】 周辺住民に、使用予定を周知するだけでは、被害がなくなるならない。 被覆解除予定やその後の放散がなくなるまでの期間を明示する必要がある。</p> <p>【意見3】 クロピク使用した地域の土壌、井戸水や地下水を含む水系、大気について、処理中・処理後の汚染実態を調査し、立入禁止期間を決めるべきである。</p> <p>【意見4】 クロピクの圃場の処理により、土壌中の塩化物及び作物中に残留する塩化物の実態調査を実施し、毒性評価に反映させるべきである。</p> <p>【意見5】 クロルピクリンを使用した作物には、その旨の表示を義務付けるべきである。 [理由]消費者が、どのような作物にクロルピクリンが使用されているかわかる。</p>	<p>【回答2】 環境からの暴露については、【回答1】を御参照ください。</p> <p>【回答3】 環境からの暴露については、【回答1】を御参照ください。</p> <p>【回答4】 土壌及び作物中の残留については、【回答1】を御参照ください。</p> <p>【回答5】 今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品の表示等については意見募集の対象外ですが、残留基準の設定にあたっては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>
6	<p>【意見6】 「遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、クロルピクリンは生体にとつ</p>	<p>【回答6】 内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、「細菌を用いた復帰突然変異試験では、<i>S. typhimurium</i> TA98株の代謝活性化系存在下で陽性の</p>

<p>て問題となる遺伝毒性はないと結論」というのは納得できない。一部でも <i>in vitro</i> 試験で陽性の結果が出たのなら、残留（農薬使用）は禁ずるべき。</p>	<p>結果が得られたが、細菌を用いたDNA修復試験、マウスリンパ腫細胞を用いた遺伝子突然変異試験及びブラット初代培養肝細胞を用いたUDS試験ではいずれも陰性であった。チャイニーズハムスター肺由来細胞を用いた<i>in vitro</i>染色体異常試験において、強い細胞毒性が認められた濃度近傍で陽性の結果が得られたが、マウスを用いた<i>in vivo</i>小核試験では陰性であった。また、クロルピクリンは生体において、生体内チオール（グルタチオン、システイン等）と速やかに反応し、核膜に覆われた哺乳動物細胞のDNAには到達しにくいものと考えられた。したがって、クロルピクリンに生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、許容一日摂取量（ADI）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、【回答1】の同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>
---	---

ジブチルヒドロキシトルエンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>「発がん性については、マウスの発がん性試験の一部で肺腫瘍又は肝腫瘍の増加が、ラットの繁殖毒性試験及びF1世代を用いた慢性毒性・発がん性試験では肝腫瘍の増加がそれぞれみられた。これらの腫瘍発生に至る機作は明らかではない・・・」のであれば、使用、残留は禁じるべき。逆に、ほとんどの品目で基準が緩くされているのは論外。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、「マウスの発がん性試験の一部で肺腫瘍又は肝腫瘍の増加が、ラットの繁殖毒性試験及びF1世代を用いた慢性毒性・発がん性試験では肝腫瘍の増加がそれぞれみられた。これらの腫瘍発生に至る機作は明らかではないが、前述したとおりBHTには特段問題となる遺伝毒性はないことから、腫瘍発生は非遺伝毒性メカニズムと考えられ、その用量には閾値があるものと考えられた。」と結論され、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、許容一日摂取量（ADI）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190905060</p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

バリダマイシンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>バリダマイシンは、抗生物質であり、影響を受けた自然界の菌類等が変異して、耐性を有する危険があるので、出来る限り使用を控えるべきである。また、国際的に、残留基準の設定が十分でなく、日本が先行する論拠も不明である。</p> <p>[理由]</p> <p>1、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。</p> <p>2、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ、オーストラリア、ニュージーランドでは、基準値は設定されていない。</p> <p>3、日本では、バリダマイシンAのみが、暴露評価対象である。</p>	<p>【回答1】</p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、国内の作物残留試験結果に基づき残留基準の設定を行ったものであり、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議し、幼児、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p> <p>食品健康影響評価において、バリダマイシン投与マウスでは糞便中の培養可能な細菌数に大きな変化は認められなかったとされています。なお、本剤は抗生物質であることから、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用されます。</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方ですが、各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。いずれにしても、本邦の農薬の残留基準は、前述のとおり、国民の健康に悪影響が生じないよう設定しています。</p> <p>暴露評価対象物質に関しては、植物代謝試験において、一部の作物で代謝物Aが10%TRR（総放射性残留物濃度に対する比率）を超えて認められましたが、残留濃度が低いことから、暴露評価対象物質はバリダマイシンAのみとしました。</p>

<p>【意見2】 やまいもなど13作物の残留基準を削除したことには賛成である。代謝物を含め、一律基準0.01ppmを超えないよう厳しく監視されたい。 [理由] 現行基準0.05ppmが強化された。</p> <p>【意見3】 下記の食品の残留基準を2ppm以上にすることは反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 2ppm [理由] 1、残留試験6事例で、散布7日後の最大残留値0.52ppmであるが、0.05ppm以下の事例が4件ある。 2、現行基準0.05ppmを緩和する必要はない。</p> <p>(2) ブロッコリー 2ppm [理由] 1、残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値0.86ppmである。 2、現行基準0.05ppmを超えないよう、農薬の適用方法を変更すべきなのに、基準を緩和した。</p> <p>(3) ねぎ（リーキを含む。） 2ppm [理由] 1、残留試験8事例で、最大残留値0.90ppmであるが、うち、7事例では0.09ppm以下(6事例は<0.05ppm)である。 2、現行基準0.05ppmを緩和しないで、残留量の多い適用方法をやめるべきである。</p> <p>(4) その他のスパイス 2ppm [理由] 1、みかんの残留試験2事例で、散布7日後の果皮で最大残留値0.96ppm、果実全体で0.23ppm、果肉で<0.05ppmである。 2、現行基準0.05ppmを緩和して、最大残留値の約2</p>	<p>なお、食品安全委員会の食品健康影響評価の詳細は以下を御覧ください。 http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20160323546</p> <p>【回答2】 食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>【回答3】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p>
--	--

倍に設定している。

【意見4】

バリタマイシンの推定摂取量TMDI、EDI及び対ADI比は下表ようであり、寄与率が一番高い食品は、コメで、国民全体区分では21%を占めている。基準をもっと、低くすべきである。

	国民全体 (1歳以上)		幼小児 (1-6歳)		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg /人 /day	154.2	37.7	95.8	23.4	131.5	32.0	176.8	43.2
ADI 比 (%)	0.8	0.2	1.6	0.4	0.6	0.2	0.9	0.2

[理由]

1、推定摂取量TMDIは残留基準＝暴露摂取量として算出されているが、摂取量を低くみせるため、残量基準より低い暴露量を採用して、EDIを算出している。

2、TMDIへの寄与率が高い食品は、コメについて、ネギ、ミカンである。

コメでは、TMDI32.8μg/人/日に対し、EDI8.2μg/人/日と見積もられ、EDIを算出して、対ADIを低くみせかけ、安全性を強調している。

3、短期の摂取評価においても、コメと大豆は残留基準0.2ppmよりひくい暴露量0.05ppmでESTIが算出されており、国民全体区分と幼小児区分でのESTI/ARfDがゼロとなっている。

【回答4】

長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

短期推定摂取量(ESTI)の評価については、一般及び幼小児(妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)が設定された場合には、当該集団を含む。)の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂取量(短期間に大量に摂食した場合として、97.5パーセントイル値(100人中3～4番目に多く食べる人の量に相当する摂食量))を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、ESTI/ARfDが100%を超えないことを確認しています。また、ESTIの推計においては、作物

		<p>残留試験が4例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度（HR）を用い、3例以下の場合には残留基準値（MRL）を用いることとしています。HRを用いる場合についても、食品の形態に応じてHRに変動係数を乗じるなど、ESTIが過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる米、大豆等の場合は、中央値（STMR）を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。詳細については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</p>
5	<p>【意見5】</p> <p>基準値について、やまいも、チンゲンサイ、カリフラワー、アスパラ、にんじん、セロリ、みつば、なす、うり、いちご、ハーブなど13品目が厳しくなったのは、評価できる。</p> <p>一方、こめ、とうもろこし、大豆をはじめ、主要野菜、果物等31品目が緩くなったのは、受け入れられない。</p>	<p>【回答5】</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>米、とうもろこし及び大豆の残留基準の設定については、【回答3】を御参照ください。</p>

フェンプロパトリンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】 えんどうなど 11 作物の残留基準を削除したことには賛成である。代謝物を含め、一律基準 0.01ppm を超えないよう厳しく監視されたい。</p> <p>[理由]</p> <p>1、現行基準ホップ 0.5ppm、綿実 1ppm が強化された。 2、はくさいの残留基準を 3ppm から削除されたが、その理由は米国の Brassica, head and stem, subgroup 5A のグループで設定されている米国基準 3.0ppm を参照すると短期暴露評価で許容範囲を超えることから、基準値を設定しないこととしている。</p> <p>【意見 2】 下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることは反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) 芽キャベツ 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、芽キャベツの残留データは明らかでなく、アメリカのキャベツの残留試験 9 事例で、散布 7 日後の最大残留値 2.75ppm であるが、1ppm 以下の事例が 6 件ある。 2、アメリカの残留基準 3ppm をそのまま採用している。 3、現行基準 0.4ppm を緩和する必要はなく、高残留の適用登録をやめるのがよい。</p> <p>(2) カリフラワー 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>カリフラワーの残留データは明らかでなく、アメリカのキャベツの残留試験 9 事例及び残留基準を援用した現行基準 3ppm のままである。</p> <p>(3) ブロccoli 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの残留試験 7 事例で、散布 7 日後の最大残留値 0.53ppm であり、0.15-0.5ppm の事例が 5 件ある。</p>	<p>【回答 1】 食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>【回答 2】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</p> <p>トマト、ピーマン、その他のなす科野菜、なつみかん果実全体及びレモンの残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結</p>

<p>2、現行基準 3ppm を強化したが、2ppm の残留基準でも、まだ、高すぎる。</p> <p>(4) その他のあぶらな科野菜 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、具体的なその他のあぶらな科野菜の残留データは明らかでなく、アメリカのキャベツ残留試験事例及び残留基準を援用した現行基準 3ppm のままである。</p> <p>(5) トマト 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.628ppm である。</p> <p>2、ミニトマトの残留試験 3 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.38ppm である。</p> <p>3、国際基準 1ppm より高い現行基準 2ppm のままである。</p> <p>(6) ピーマン 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 4 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.92ppm である。</p> <p>2、国際基準 1ppm より高い現行基準 2ppm のままである。</p> <p>(7) その他のなす科野菜 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、ししとうの残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.58ppm である。</p> <p>2、国際基準 1ppm より高い現行基準 2ppm のママである。</p> <p>(8) みかん（外果皮を含む。） 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、みかん果肉の残留試験 4 事例で、最大残留値 0.024-0.01ppm である。</p> <p>2、みかん果皮の残留試験 4 事例で、最大残留値 4.55ppm である。</p> <p>3、みかん果実の残留試験 4 事例で、最大残留値 0.895ppm である。</p> <p>4、残留データが明らかでない国際基準 2ppm を採用している。</p> <p>(9) なつみかんの果実全体 3ppm</p>	<p>果から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>みかん（外果皮を含む。）の残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき基準値を設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</p> <p>芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー及びその他のあぶらな科野菜の残留基準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正 令和元年 10 月 30 日付け生食発 1030 第 1 号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも輸入される可能性のある食品については、海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。</p> <p>海外で一定の作物群グループにおいて、共通の残留基準（グループMRL）が設定され、かつ、使用基準がグループ内の作物で共通であるものについては、当該グループMRLを参照して日本における残留基準を設定しています。</p> <p>芽キャベツ、カリフラワー及びその他のあぶらな科野菜については、いずれも米国における Brassica、head and stem、subgroup 5A に含まれるため、同じくこのグループに含まれるキャベツの作物残留試験結果に基づいて、基準値を設定しています。</p>
---	---

	<p>[理由]</p> <p>1、なつみかん果肉の残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値0.020ppmである。</p> <p>2、なつみかん果皮の残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値3.75ppmである。</p> <p>3、なつみかん果実の残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値1.275ppmである。</p> <p>4、現行基準5ppmを強化したが、国際基準2ppmよりも高い。</p> <p>(10)レモン 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、レモンの残留データは明らかでなく、すだち、かぼすを参照している。</p> <p>2、すだちの残留試験4事例で、最大残留値1.9ppmであるが、原液注入事例では<0.01ppmである。</p> <p>3、かぼすの残留試験4事例で、散布7日後の最大残留値1.26ppmであるが、原液注入事例では<0.01ppmである。</p> <p>4、国際基準2ppmよりも高い現行基準5ppmのままである。</p>	<p>レモンについては、かんきつとして農薬登録があることから、同じくこのかんきつに含まれるすだち及びかぼすの作物残留試験結果に基づいて、基準値を設定しています。</p>
<p>3</p>	<p>【意見3】</p> <p>基準値について、大豆、果物、肉等で厳格化されたのはいいが、芽キャベツ、あんず、すもも、ラズベリー、ブラックベリー、ぎんなん、くり、アーモンド、くるみ、コーヒー豆などが緩和されるのは反対。</p> <p>トマト、ピーマン、レモン、オレンジ、グレープフルーツなどは変更なしだが、もともと基準値が緩い。特に茶は断トツの25ppmなのは、お茶ではなく農薬を飲むようなもの。</p>	<p>【回答3】</p> <p>残留基準の設定の考え方並びに芽キャベツ、トマト、ピーマン及びレモンの残留基準の設定については、【回答2】を御参照ください。</p> <p>オレンジ、グレープフルーツ及び茶の残留基準は、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>すもも、ぎんなん、くり、アーモンド、くるみ及びコーヒー豆の残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき基準値を設定しています。</p> <p>あんず、ラズベリー及びブラックベリーの残留基</p>

		<p>準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正 令和元年10月30日付け生食発1030第1号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも輸入される可能性のある食品については、海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。</p>
--	--	---

プロクロラズに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】 大豆など 112 作物の残留基準を削除に賛成する。代謝物を含め、一律基準 0.01ppm を超えないよう厳しく監視されたい。 [理由]0.05ppm 以上であった現行基準が強化された。</p> <p>【意見 2】 下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることは反対である。もっと低値にすべきである</p> <p>(1)小麦 2ppm [理由] 1、残留試 2 事例で、最大残留値 0.092ppm である。 2、現行基準 0.5ppm を緩和し、国際基準 2ppm を採用している。</p> <p>(2)大麦 2ppm [理由]残留試験データは明らかでなく、現行基準 0.5ppm を緩和し、国際基準 2ppm を採用している。</p> <p>(3)ライ麦 2ppm [理由]残留試験データは明らかでなく、現行基準 0.5ppm を緩和し、国際基準 2ppm を採用している。</p> <p>(4)とうもろこし 2ppm [理由]残留試験データは明らかでなく、現行基準 2ppm は国際基準 2ppm の据え置きである。</p> <p>(5)そば 2ppm [理由]残留試験データは明らかでなく、現行基準 2ppm は国際基準 2ppm の据え置きである。</p> <p>(6)その他の穀類 2ppm [理由]具体的な残留試験データは明らかでなく、現行基準 0.5ppm より緩い国際基準 2ppm を採用している。</p> <p>(7)ピーマン 3ppm [理由] 1、ピーマンの残留データは明らかでなく、韓国のように残りの残留試験 2 事例で、最大残留値 0.747ppm を参照している。 2、現行基準 1ppm を緩和し、韓国の基準 3.0ppm 採用している。</p>	<p>【回答 1】 食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>【回答 2】 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</p> <p>小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、マッシュルーム、その他の野菜、その他のオイルシード及びその他のスパイスの残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき基準値を設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO</p>

<p>(8) その他のなす科野菜 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、具体的な作物の残留データは明らかでなく、韓国のとがらしの残留試験 2 事例で、最大残留値 0.747ppm を参照している。</p> <p>2、現行基準 0.05ppm を緩和し、韓国の基準 3.0ppm 採用している。</p> <p>3、なすの残留基準は現行基準 0.05ppm を削除し、一律基準 0.01ppm とした。</p> <p>(9) マッシュルーム 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、現行基準 2ppm を緩和し、残留データが明らかでない国際基準 3ppm を採用している。</p> <p>2、その他のきのこ類は現行基準 2ppm を削除し、一律基準 0.01ppm とした。</p> <p>(10) その他の野菜 2ppm</p> <p>[理由] 現行基準 5ppm を強化し、具体的な残留データが明らかでない国際基準 2ppm を採用している。</p> <p>(11) バナナ 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留データが明らかでないまま、現行基準 5ppm を据え置いている。</p> <p>2、ポジティブリスト制度の制定前に設定された基準値（現行基準値）を維持している。</p> <p>(12) アボカド 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留データが明らかでないまま、現行基準 5ppm を据え置いている。</p> <p>2、ポジティブリスト制度の制定前に設定された基準値（現行基準値）を維持している。</p> <p>(13) パイナップル 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留データが明らかでないまま、現行基準 2ppm を据え置いている。</p> <p>2、ポジティブリスト制度の制定前に設定された基準値（現行基準値）を維持している。</p> <p>(14) マンゴー 2ppm</p> <p>[理由]</p>	<p>又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</p> <p>ピーマン及びその他のなす科野菜の残留基準については、韓国から残留基準の設定要請がなされたことに伴い、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも輸入される可能性のある食品については、海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。</p> <p>バナナ、アボカド、パイナップル及びマンゴーの残留基準については、海外において基準値が設定されていること及び輸入実績を考慮し、ポジティブリスト制度の制定前に設定された基準値（現行基準値）を維持することとしています。</p>
---	---

1、残留データが明らかでないまま、現行基準 2ppm を据え置いている。

2、ポジティブリスト制度の制定前に設定された基準値（現行基準値）を維持している。

(15) その他のオイルシード 2ppm

[理由] 現行基準 0.05ppm を緩和し、残留データが明らかでない国際基準 2ppm を採用している。

(16) その他のスパイス 10ppm

[理由] 具体的な残留データが明らかでない国際基準 10ppm をもとにした現行基準を据え置いている。

【意見3】

全体的に残留基準が高く、流通時の残留データを調べ、もっと低値にすべきである。

[理由]

1、推定摂取量 TMDI と EDI は下表のようで、暴露量を残留基準より低値に見積もった EDI を算出し、影響が低いように見せかけている。

	国民全体 (1歳以上)		幼小児 (1-6歳)		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg /人 / day	338.4	106.0	273.0	100.5	425.6	133.5	329.9	133.5
ADI 比 (%)	15.4	4.8	41.4	15.2	18.2	5.7	14.7	5.9

TMDI への寄与率が高いのは各年齢区分とも、小麦、バナナであり、たとえば、国民全体では、小麦の寄与率は 35.3%、バナナは 19.5%である。

2、短期推定摂取量においても、残留基準より低い暴露量で ESTI が算出されており、国民全体区分の食品 20 種中 14 種で対 A R f D 比は、ゼロ%となっている。

小麦では残留基準：2ppm→暴露量：0.11ppm、ESTI/A R f D：0%、

スイートコーン 2ppm→1.2ppm、ESTI/A R f D：1%である。

【回答3】

長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

短期推定摂取量（ESTI）の評価については、一般

		<p>及び幼小児（妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARFD）が設定された場合には、当該集団を含む。）の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂取量（短期間に大量に摂食した場合として、97.5パーセンタイル値（100人中3～4番目に多く食べる人の量に相当する摂食量）を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、ESTI/ARFDが100%を超えないことを確認しています。また、ESTIの推計においては、作物残留試験が4例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度（HR）を用い、3例以下の場合には残留基準値（MRL）を用いることとしています。HRを用いる場合についても、食品の形態に応じてHRに変動係数を乗じるなど、ESTIが過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる小麦等の場合は、中央値（STMR）を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。詳細については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-111210-00-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</p>
4	<p>【意見4】 「マウスを用いた発がん性試験において、雌雄で肝腫瘍の発現頻度増加が認められた」のであれば、当然、使用や残留を禁止すべき。にもかかわらず、麦類で基準が緩和されるのは納得できない。</p>	<p>【回答4】 本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「マウスを用いた発がん性試験において、雌雄で肝腫瘍の発現頻度増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されています。また、ADIの設定については、ヒトの個体差も考慮されているものと承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。 http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20191218115 また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を</p>

		<p>設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>
--	--	---

1-メチルシクロプロペンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>多くの食品で、現行のメチルシクロプロペンの残留基準は、一律基準0.01であり、あえて、八食品に限って、基準0.01にする理由が不明である。</p> <p>すべての食品で、代謝物を含め、一律基準0.01を超えないよう厳しく監視されたい。</p>	<p>【回答1】</p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、国内の作物残留試験結果に基づき残留基準の設定を行ったものであり、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議し、幼児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16130.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000749406.pdf</p> <p>（食品健康影響評価）</p> <p>https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20181121127</p> <p>一律基準は、基本的に当該農薬等の使用が認められていない農産物等に残留する場合に適用されるものです。今般、0.01ppmの基準値を設定した食品については、いずれも、国内の農薬登録があることから、一律基準を適用することとはしていません。</p> <p>一律基準の詳細については、下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/050603-1a-16.pdf</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>「作物残留試験の結果、1-MCPの残留量は極微量であり、農薬登録申請における使用方法で適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えた」としている</p>	<p>【回答2】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を</p>

<p>が、多種多様の農薬を摂取させられている現状に微量とはいえ更に別の農薬まで増えるのは許すべきでない。</p>	<p>聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議資料については、【回答1】を御覧ください。</p>
--	---

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>なぜ残留農薬の基準値を引き上げているのか、理解できない。日本は世界の中でも残留農薬の基準値が高いうえに認められている農薬の種類も多く、日本の農作物は輸出できない国もある。</p> <p>アトピーや、その他身体的な影響が考えられるし、世界ではオーガニックが推奨されてきているのに、それを逆行する政策とは将来的に日本人の健康を害すると思えない。基準値の引き上げは反対。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方ですが、各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。また、同じ食品であっても、日本と海外で検査部位が異なる（例：玄米と粳米）ことにより、残留基準値が異なる場合もあります。そのため、日本と海外の基準値のどちらが緩いか厳しいかを一概に言うことはできません。</p> <p>また、国内での農薬の使用方法等、農薬の使用等にかかる規制は、農薬取締法に基づき、農林水産省が所管しており、農薬の適正な使用の確保が図られていると承知しています。</p>
2	<p>【意見 2】</p> <p>農薬取締法によれば、原則、人畜に被害をもたらすおそれがある場合は、農薬登録はできないが、実態上、『適切な農薬使用のもとであれば、安全係数 100 で除しているので「被害のおそれはない』として、ほぼ全部の申請農薬が登録を許されてきている。省令で法の趣旨が損なわれている典型的な事例。</p> <p>承認農薬の成分数だけで 1,842 種、添加物（829 種）、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え（食品で 380 種、飼料で 100 種）、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字になる。</p> <p>そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単</p>	<p>【回答 2】</p> <p>厚生労働省では、農薬登録の申請に伴う農林水産省からの基準値設定依頼等を受け、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の上で、薬事・食品衛生審議会における審議を経て、国民の健康に悪影響が生じないよう、食品中の農薬及び動物用医薬品等の残留基準値を設定しています。食品健康影響評価の評価書及び薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会の報告書はそれぞれ以下のホームページにて公表しています。</p> <p>（食品健康影響評価の評価書）</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument</p>

	<p>品の成分で影響を確認するに留まっている。</p> <p>複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするとともに、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p>(農薬・動物用医薬品部会の報告書)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/bukaihoukoku.html</p> <p>また、国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病虫害防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) やJECFA (FAO/WHO合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差 (人種、健康状態、生活状況、年齢等) を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>農薬の規制緩和に反対。例えば薬剤単体での安全が確認されたとしても、現実には多くの化学物質や薬品に日常的に晒されており、複数の薬剤の組み合わせはほぼ無限なので、現実的な安全性を確保することは不可能。農薬使用時も現地混用は危険なものとされている。ヒトの体内での現地混用も暴露量の大小にかかわらず危険。複合的な毒性を調べきれないのに少量なら安全=緩和というのは余りに乱暴な判断だと思う。</p>	<p>【回答3】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については【回答1】を、農薬の使用等にかかる規制や複数の化合物による影響の評価については、【回答2】を御覧ください。</p>

4	<p>【意見4】</p> <p>基準値引き上げはやめてほしい。</p> <p>日本は農薬大国。残留農薬が高すぎて輸出しても、受け入れてもらえない。それが現状。</p> <p>農薬は不妊、発達障害の原因と分かった。</p> <p>子供たちの為に有機野菜にシフトしてほしい。</p>	<p>【回答4】</p> <p>農薬の残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>
---	--	---